

ID: 1793

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	推進法人に対する改善命令		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第84条		
法令番号	昭和48年法律第72号		
【根拠条文】 (改善命令) 第84条 市町村長は、推進法人の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、推進法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。 都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和7年4月1日改正)参照			
備考			
設定年月日	平成30年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日